

監 査 報 告 書

2025年5月23日

学校法人ソニー学園
理事会 御中

学校法人ソニー学園

監事

星永 浩利

監事 (常勤)

宮地 哲治

私たち監事は、私立学校法（令和元年法律第37号）第37条第3項及び学校法人ソニー学園寄附行為（2022年2月28日施行）第7条の規定に基づき、学校法人ソニー学園の2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

私たち監事は監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、EY 新日本有限責任監査法人と連携し、計算書類等について検討する等、必要と思われる監査手続きを実施しました。

2. 監査の結果

学校法人ソニー学園の業務に関する決定及び執行並びに理事の業務執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書（資金収支内訳表、人件費支出内訳表、活動区分資金収支計算書を含む。）、事業活動収支計算書（事業活動収支内訳表を含む。）及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人ソニー学園の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関する不正の行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。また、特に指摘すべき事項はありません。

以上

監 査 報 告 書

2025年6月27日

学校法人ソニー学園
評議員会 御中

学校法人ソニー学園

監事

是永 浩利

監事 (常勤)

宮地 哲治

私たち監事は、私立学校法（令和元年法律第37号）第37条第3項及び学校法人ソニー学園寄附行為（2022年2月28日施行）第7条の規定に基づき、学校法人ソニー学園の2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

私たち監事は監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、EY 新日本有限責任監査法人と連携し、計算書類等について検討する等、必要と思われる監査手続きを実施しました。

2. 監査の結果

学校法人ソニー学園の業務に関する決定及び執行並びに理事の業務執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書（資金収支内訳表、人件費支出内訳表、活動区分資金収支計算書を含む。）、事業活動収支計算書（事業活動収支内訳表を含む。）及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人ソニー学園の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関する不正の行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。また、特に指摘すべき事項はありません。

以上